

平成24年度

中央市・昭和町地域自立支援協議会報告書

平成25年3月

中央市・昭和町地域自立支援協議会

## はじめに(中央市・昭和町地域自立支援協議会の設置)

平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、地域の特性を生かした市町村事業として地域生活支援事業が制度化されましたが、法施行規則及び実施要綱により「地域における障害福祉に関する関係者による、連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が求められました。

中央市・昭和町においては、人口規模や社会資源等を勘案して平成20年8月に甲斐市と共同運営による地域自立支援協議会を設置しましたが、この間、様々な地域課題や相談支援事業に取り組むなかで運営上の課題や地域性の問題等が生じてきたことから、より一層地域に密着した新たな協議会の枠組みや、より身近な地域における基幹型相談支援センターの設置を望む機運が高まってきました。

こうした要望に応え、平成24年3月開催の甲斐市・中央市・昭和町地域自立支援協議会にて地域枠の見直しが承認され、同年7月に中央市・昭和町地域自立支援協議会が新たに誕生しました。

初年度である平成24年度は、新たな組織づくりに向けた要綱の策定や委員の選出は勿論、相談支援センターの開設、更には平成25年4月より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正されることから、新たな基本理念に向けた相談支援体制の準備に取り組む事となり、大変慌ただしい一年でありました。

このような状況でありましたが、`地域で暮らす障がいを持つ人や家族の皆さまがより一層安心して暮らせる地域づくり`の実現に向けて誕生した中央市・昭和町地域自立支援協議会の初年度の運営を、全ての構成委員の皆様から期待と熱意をもってご支援していただきました。

地域自立支援協議会は、障がい者一人一人の心配や相談ごとに真摯に向き合い、みんなの問題として共通認識を持ちながら連携・支援体制に関する協議を行い、よりよいサービスの提供や地域資源の改善等に向けて提案等を働きかけていくことが、その活動の中心となるところです。

今後、協議会が一層発展していくためには、障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりのために、今私たちの地域にはどんな課題があり、必要とされているニーズは何なのかをよりの確に把握して検討課題としてとりまとめ、課題を共有化して速やかに様々な関係機関や団体が協働し、多様なアプローチが出来る相談支援体制を構築していくことが求められています。

新たに誕生しました地域自立支援協議会が、今後ともしっかりと地域に根付いて成長していきますよう、この報告書をお読みいただいた皆様には、これからもこの地域で暮らす障がいのある方々の地域生活支援に向けた取り組みに尚一層の関心とご支援をいただきますことを、宜しくお願い申し上げます。

## 1 組織体制

中央市・昭和町地域自立支援協議会は、協議会、定例会及び当事者部会の3部構成とし、協議会事務局は中央市・昭和町障がい者相談支援センターに置かれています。(福祉課職員が事務局を務めています)

「協議会」 定例会で協議した結果の報告を受け、検証、確認、情報の共有等を行います。また、相談支援事業の運営状況の報告を受け、その検証、確認、評価を行います。開催は年1～2回を原則とします。

「定例会」 相談支援センター及び当事者部会の状況報告、ニーズ・情報把握を行うとともに、個別ケア会議や相談事例に関する評価を通じ課題等を協議します。定例会での協議結果等は全体会へ建議又は報告します。開催は年2～3回を原則とします。

「当事者部会」 次に掲げる事項について調査審議し、定例会に建議又は報告します。

- 1) 障害者等及びその保護者に係る相談支援体制に関すること。
- 2) 障害者等を対象としたサービスの調整に関すること。
- 3) サービスの提供が困難な障害者等への支援に関すること。
- 4) 実務上協議が必要なこと。

開催は3ヶ月に1回程度とします。

## 2 協議会委員

### 協議会会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	所 属	役 職 等	委 員 名
1	中央市社会福祉協議会	事務局長	坂本 桂
2	昭和町社会福祉協議会	事務局長	保阪 正造
3	中央市民生児童委員会協議会	会長	長島 幹夫
4	昭和町民生児童委員会協議会	会長	中澤 孝造
5	中央市障害福祉会	会長	馬場 正江
6	ひばり会	会長	小池 利佳子
7	中巨摩心身障害児者父母の会	会長	○武井 泰仁
8	中北保健福祉事務所	次長	河野 利之
9	中北圏域マネージャー	マネージャー	出口 幸英
10	中央市・昭和町発達障害コーディネーター	コーディネーター	◎三尾 馨

障害児(者)関係機関の代表者等、学識経験者、当事者、行政など12名以内で構成し、市(町)が任命します。必要に応じ、関係者を出席させ意見説明を聴くこともできます。任期は2年とし、再任できるものとします。

## 定例会

関係機関等の実務者12名以内で構成し、議題に応じ、定例会が必要と認めた関係者を出席させ意見を聴くこともできます。任期は2年とし、再任できるものとします。(現状11名)

## 当事者部会

構成委員数は任意とし、各市町の長が指名します。当事者部会が必要と認めた関係者を出席させ意見を聴くことができます。任期は必要な期間2年とします。(現状11名)

## 3 開催状況と内容

平成24年度は、協議会を2回、定例会を5回、当事者部会を3回開催したほか、個別事例における具体的な事項について調査研究するため、プロジェクトチーム設立に向けた準備会を各1回開催しました。

### 協議会

	日 程	内 容
第1回	7月 3日	委嘱式、会長・副会長選出、協議会設立の経過報告、協議会の役割・組織説明、今後のスケジュール検討
第2回	3月 1日	協議会設置後の経過報告、相談支援センター相談件数・内容について、定例会・当事者部会からの報告について、協議会PT設立について

### 定例会

	日 程	内 容
第1回	7月25日	協議会設立の経過報告、協議会の役割・組織説明、今後のスケジュール検討、障がい者相談支援センターからの課題について
第2回	9月26日	虐待防止法施行について、精神障がい者の課題について
第3回	11月28日	前回定例会の課題報告について、当事者部会からの課題について
第4回	1月23日	協議会PT発足について、当事者部会からの課題について
第5回	3月27日	協議会PT設立について、当事者部会からの課題について

### 当事者部会

	日 程	内 容
第1回	8月 8日	協議会設立の経過報告、協議会の役割・組織説明、今後のスケジュール検討
第2回	11月 6日	虐待防止法施行について、検討課題について
第3回	2月 5日	前回定例会の課題報告について、検討課題について

精神障がい者の地域移行を促進するプロジェクトチーム準備会

	日 程	内 容
第1回	1月28日	目的・事業内容の確認、今後のスケジュール検討 他

地域生活支援事業検討プロジェクトチーム準備会

	日 程	内 容
第1回	2月21日	目的・事業内容の確認、今後のスケジュール検討 他

#### 4 協議された課題について

甲斐市・中央市・昭和町地域自立支援協議会を解消し、新たに7月に中央市・昭和町地域自立支援協議会が誕生しました。協議会運営に当たり、事務局において一定期間を準備期間に費やしたこと、及び協議会の各会初頭においては正副会長選出・経過報告・組織説明等を行う必要があったこと等により、今年度においては検討課題が年度当初に速やかに提議出来ませんでした。

従いまして、提議された地域課題によっては議論が進捗せず、次年度に繰越しとなった案件もございます。しかしながら旧地域自立支援協議会から比較して、組織がコンパクトなものとなり、より地域に密着した‘顔の見える支援’の理想に近づいたことから、活発に忌憚ない意見が交わされ、所期の目的が達成されたと実感した次第です。

今年度、定例会で協議された地域課題及び協議の結果は以下のとおりです。(検討課題の詳細については、別添「検討課題抽出シート」参照)

【第1回定例会：平成24年7月25日開催】

障がい者相談支援センターからの検討課題

①検討課題	地域生活事業について、市町における内容の違いから見えるサービス利用の難しさについて
②協議結果	移動支援事業について利用率が低いことから利用者への周知不足、ニーズに対するサービス内容の問題等を協議しました。日中一時支援事業について利用上限時間の市町における相違等について協議しました。グループ移動支援の必要性や対応状況等の情報提示、時間規定を超える際の対応、通学等を含めた利用範囲、視覚・聴覚障がい者への情報周知、居宅介護事業所等への事業展開依頼などについて、専門的に調査研究を行うため「地域生活支援事業検討プロジェクトチーム」を設立し検討していきます。25年3月に地域生活支援事業対象者にアンケート調査を実施しました。今後とも調査・分析・検討を重ね、改善に向けての提言を次年度中に行います。

【第2回定例会：平成24年9月26日開催】

障がい者相談支援センターからの検討課題

①検討課題	精神障がい者の課題について
-------	---------------

②協議結果	入院医療から地域生活中心へという精神保健医療福祉施策の基本方針に拠り、精神障がい者の地域移行、地域定着について協議しました。精神障がい者がこの地域で安心して生活していくために、専門的に調査研究を行うため「精神障がい者の地域生活移行を促進するプロジェクトチーム」を設立し検討していきます。今後、精神科病院に長期入院している当事者に意向調査を行い、調査・分析・検討を重ね、改善に向けての提言を次年度中に行います。
-------	--

【第3回定例会：平成24年11月28日開催】

当事者部会からの検討課題

①検討課題	各県立特別支援学校の登校時の課題について
②協議結果	通学時の付添、スクールバスの乗り合い、バス停の追加変更等について協議しました。他校スクールバスの乗り合いは盲学校と甲府支援学校間で協議していますが、始業時間の相違・医療対応等の点から対応出来ません。バス停の追加変更等は、具体的に地域内のどの地点に何名という実態的な数値を学校側に示すことが今後の協議に進展します。

当事者部会からの検討課題

①検討課題	障害者の経済的自立について（自分や家族がやれること。地域や組織がやれること。行政でやれることについて）
②協議結果	障がい者の収入確保に関する問題について協議しました。親族からの経済援助、自力での収入確保、障害者年金受給等が困難な場合、貯蓄の奨励や地域ボランティア団体との繋がり、ハローワークへの同行や社会福祉協議会との連携、就労に向けた情報提供や制度の周知等を行い、今後とも積極的に経済的自立に係る相談・支援に取り組みます。

【第4回定例会：平成25年1月23日開催】

当事者部会からの検討課題

①検討課題	視覚障がい者の経済的自立について（自分や家族がやれること。地域や組織がやれること。行政でやれることについて）
②協議結果	視覚障がい者の収入確保に関する問題について協議しました。親族からの経済援助、自力での収入確保、障害者年金受給等が困難な場合、貯蓄の奨励や地域ボランティア団体との繋がり、ハローワークへの同行や社会福祉協議会との連携、就労に向けた情報提供や制度の周知を行い、積極的に相談・支援に取り組みます。視覚障害者については、相談支援センターにおいて把握されていなかったことから、保健師・福祉課の協力を得る中で、今後支援していくことを確認しました。

## 【第5回定例会：平成25年3月27日開催】

### 当事者部会からの検討課題

①検討課題	障がい者のリハビリについて(リハビリの問題として、中学からのリハビリ施設の受け入れ先が少なくなることや、家から遠い場所にリハビリ施設があることで通うことが困難となることから、高齢者のように当事者の住んでいる地域でのリハビリ施設の整備や、訪問リハビリについて考えたい)
②協議結果	リハビリの問題について、現状の課題を協議しました。近隣地域に社会資源が少なく医療機関の受け入れ態勢等がなかなか改善されないことから、医療関係者により具体的なリハビリの現状と課題について、情報提供や意見交換を行う機会を今後設けることで、課題解決に向けて今後とも継続して取り組みます。

## 5 プロジェクトチームについて

今年度の定例会及び当事者部会において協議された、精神障がい者に関する課題(地域への移行)、日中一時支援や移動支援に関する課題及び視覚・聴覚障がい当事者の情報収集や伝達に関する課題については、従前より協議会として問題意識を共有していたところですが、十分議論を深めるに至っていませんでした。一方で翌年度より障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、共生社会を実現するために、障がい者の日常生活及び社会生活に関するより一層の支援・啓発活動が求められています。

こうした問題意識から、調査研究のためのプロジェクトチーム設置に向けての議論が開始され、「精神障がい者の地域移行を促進するPT準備会」及び「地域生活支援事業検討PT準備会」を開催し、1月23日開催の第4回定例会、3月1日開催の第2回協議会において設立が承認されました。具体的活動は次年度になりますが、意向調査(アンケート)を実施して直接当事者から現状や問題点を提示していただき、多方面から分析・検討することで改善に向けての筋道を立てていきたいと考えております。

## 6 中央市・昭和町障害者相談支援センターについて

甲斐市・中央市・昭和町地域自立支援協議会が平成24年3月31日廃止され、従来5ヶ所の相談事業所に業務委託していた相談支援体制から中央市・昭和町共同設置となる総合的な相談支援センター(基幹型相談支援センター)に移行しました。中央市において、土地区画整理事業におけるプレハブ事務所が事業の進捗により不要となったことから、玉穂庁舎敷地内に移築して新たに相談支援センター事務所として有効活用を行い、5月7日に開所式を行いました。相談支援員は4名配置(専従1名、兼任3名)、中央市・昭和町福祉課職員から1名が協議会事務局を交互に務め、専任職員として常勤します。相談状況は、両地方自治体ともに3障がいにおいて身体障害者手帳の所持者が8割近くを占めるにも関わらず、知的・精神に係る手帳所持者からの相談が7割を超える結果となりました。又、昭和町にお住まいの方からの相談が全体件数の24%に留まり、センター事業の周知、潜在

的な相談ニーズのリサーチ等、今後に向けて相談・支援体制を更に強化していく課題が見えてきました。

## 7 障害者虐待防止法について

平成24年10月から「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されました。これに伴い、中央市・昭和町障害者相談支援センター内に中央市・昭和町障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見・早期対応が可能となるよう通報等の受理に向けた連絡体制の整備を行いました。9月26日開催の第2回定例会、11月6日開催の第2回当事者部会において概要を説明するとともに全体会にて報告し、広報への掲載、パンフレットの配布等により地域住民の方への啓発を行いました。

## おわりに

今年度は当地域自立支援協議会にとって初年度となり、相談支援センターの開所に向けた準備等もあり、年度初頭からの協議会運営が出来ませんでした。しかしながら委員の方々、関係団体の皆様のあたたかいご支援により、手探りながらも協議会がまずは順調に動き出しましたこと、心よりお礼申し上げます。

障害者福祉における大型入所施設中心の施策から、昭和59年の「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年が大きな転換点となり、在宅施策の強化と社会参加の促進に重点が移行されて幾年月が経過しました。また、この間に行政がサービスの利用先や内容を決めてしまう措置制度から、利用者がサービス提供先を対等な立場で選択出来る支援費制度に移行しました。国から地方への権限移譲において、より地域に密接した形態に障害福祉施策は構築されて平成20年度中には県内における全ての市町村・圏域で地域自立支援協議会が設置され、今日に至ることとなりました。

平成25年度より障害者総合支援法が施行されることにより、「地域力」の担う役割が益々強く求められることから、効率よくスリム化されて誕生した当自立支援協議会が様々な地域課題と真摯に取り組み、「暮らしの利便性」において特に内外に高い評価をいただいているこの地域で、障がいを持った方々が安心して暮らし続けることの出来る地域社会の実現に向けて、今後とも当事者・関係者の皆様共に力を合わせて取り組んでいきますようご協力をお願い申し上げます。